

令

令

○經濟産業省令第六十一号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和五十二年法律第三十号)「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)及び関係法令を実施するため、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則等の一部を改正する省令」を次のように定める。

平成十六年四月二十日

経済産業大臣 中川 昭一

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則等の一部を改正する省令)

第一条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(一部改正)

第一条 第二項中「第三十四号」の下に「。以下「国際出願法施行規則」といふ」を加える。

第五条の二第二項第三号中「物件の提出」の下に「(国際出願に係る物件の提出を除く。)」を加える。

第六条第一項中「第十条第四十九号から第五十三号まで」を「第十条第五号、第四十三号(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和五十三年法律第三十号)以下「国際出願法」という。)第八条第四項、第十二条第三項又は第十八条第三項第一項の手数料(以下「国際出願等に係る手数料」という。)を納付する場合に限る。)、第四十八号及び第五十一号から第五十五号まで」に「第十条第一項中「第四十六号まで」を「第六号から第四十二号まで、第六号から第四十二号まで及び第四十三号(国際出願等に係る手数料を納付する場合を除く。)から第四十七号まで」に「第十条第四十七号まで」に「第十条第四十七号を「第十条第四十九号」に改める。

第十条中第五十三号を第五十五号とし、第四十九号から第五十一号までを「一号ずつ繰り下げ、同一条第四十八号中「から第四十号まで、第四十一号から前号までに掲げる手続(第四十二号にあっては「から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十二号」に「、前号にあっては第四十一号」を「除く。)から第四十七号まで及び前号(第四十二号)」に改め「除く。」の下に「に掲げる手続」を加え、同号を同条第五十号とし、同条第四十七号中「から第四十号まで及び第四十二号から前号まで」を「から第四号まで、第六号から第四十一号まで及び第四十三号から第四号まで」を「から第四号まで、第六号から第四十七号まで」に改め、同号を同条第四十九号とし、同号の前に次の「一号」を加える。

四十八 国際出願法施行規則第二十一条第三項の規定による送付の請求(第五号に掲げる手続に際し、国際出願法施行規則第二十一条第五項の規定による願書において請求する場合に限りる。)

第十一条中第四十六号を第四十七号とし、第四十三号から第四十五号までを「一号ずつ繰り下げ、同一条第四十二号中「申出」の下に「(国際出願等に係る手数料にあつては第五号に掲げる手続に際しての手数料の納付の申出に限る。)」を加え、同号を同条第四十二号とし、同条中第四十一号を第四十二号とし、第十号から第四十号までを「一号ずつ繰り下げ、同条第十九号中「第三十八号」を「第三十九号」に改め、同号を同条第二十号とし、同条中第十八号を第十九号とし、第五号から第十七号までを「一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の「一号」を加える。

五 國際出願(国際出願法第三条第一項の規定による經濟産業省令で定める外国語による国際出願を除く。)

第十一条第一項の表第四号中「第十条第四十七号」を「第十条第四十九号」に改め、同表第五号中「第十条第四十九号又は第五十号」を「第十条第五十一号又は第五十二号」に改め、同表第六号中「第十条第四十九号」を「第十条第五十一号」に改め、同表第七号中「第十条第五十一号」を「第十条第五十三号」に改め、同表第八号及び第九号中「第十条第五十一号」を「第十条第五十四号」に改め、同表第十号中「第十条第五十三号」を「第十条第五十五号」に改め、同表第十一号中「第十条第四十二号」を「第十条第四十三号」に改め、同表第十九号中「第十条第四十四号」に改め、同表第二十号中「第十条第四十四号」を「第十条第四十五号」に改める。

第十一条の表上欄中「第十条第七号」を「第十条第八号」に「第十条第八号」を「第十条第九号」に「第十条第九号」を「第十条第十号」に「第十条第十号」を「第十条第十一号」に「第十条第十一号」を「第十条第十一号」に「第十条第十一号」を「第十条第十三号」に「第十条第十三号」を「第十条第十四号」に「第十条第十四号」を「第十条第十五号」に改める。

第十九条第一項第三号中「含む。」の下に「又は国際出願法施行規則第五条」を加え、同項第五号中「含む。」の下に「又は国際出願法施行規則第七条」を加え、同項第十号中「含む。」の下に「又は国際出願法施行規則第五十条の三第二項」を加え、同項に次の「一号」を加える。

十七 國際出願法施行規則第二十一条第四項の規定により提出すべき優先権を主張する旨を記載した書面

第十九条に次の二項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、第一項第三号、第五号、第十号、第十六号又は第十七号に掲げる物件であつて、国際出願に係るものを提出する場合は、様式第三十二の二によりしなければならない。

4 第六十一条第一項の規定にかかわらず、国際出願法施行規則第一条、第二条及び第十二条の規定は、前項の規定による物件の提出に準用する。

第十九条の二中「に規定する配列表を含む特許出願又は同条第三項」を「若しくは国際出願法施行規則第五十条の三第一項に規定する配列表を含む特許出願若しくは国際出願又は特許法施行規則第二十七条の五第三項」に改め、「第二十四条」の下に「又は国際出願法施行規則第十七条」を加える。

第二十二条第一項中「一の特定手続」の下に「(国際出願その他のこれに係る手続を除く。)」を加える。

第三十二条第一号イ中「から第四十七号まで」を「から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十二号(国際出願等に係る手数料を納付する場合を除く。)から第四十七号まで及び第四十九号」に改め、同号カ中「物件の提出」の下に「(国際出願に係る物件の提出を除く。)」を加え、同号タ中「から第四十号まで及び第四十一号から第四十六号まで」を「から第四号まで、第六号から第四一号まで及び第四十三号(国際出願等に係る手数料を納付する場合を除く。)から第四十七号まで」に「第十条第四十七号」を「第十条第四十九号」に改める。

第三十三条中「から第四十一号まで、第四十二号(手数料(国際出願等に係る手数料を除く。)に「第四十三号から第四十七号まで」に「第四十二号から第四十七号まで及び第四十九号」に改める。

(指定特定手続以外の指定特定手続等の指定)

第三十四条の一 法第八条第一項の經濟産業省令で定める手続は、次に掲げる手続に係る手続(第一号から第五号まで、第八号から第十号まで、第十二号、第十四号、第十七号、第十八号、第二十二号及び第二十五号から第二十七号までに掲げる手続であつて別表の第一欄に掲げる手続に係る手続(平成十一年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合に係る手続を除く。)並びに第六号、第七号、第十一号、第十二号、第十五号、第十六号、第十九号から第二十一号まで及び第二十九号に掲げる手続であつて法の施行の日前にされたものを除く。)とする。

一 特許出願人、実用新案登録出願人、意匠登録出願人、商標登録出願人、防護標章登録出願人、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願人若しくは商標法附則第三条第一項(同法附則第二十一条において準用する場合を含む。第一号において同じ。)の書換登録の申請者は又は拒絶査定等に対する審判の請求人に関する特許法第十四条ただし書(実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第十七条第一項(同法附則第二十一条において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)